

独立行政法人日本スポーツ振興センター平成23年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づく、平成23年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

1 経費の抑制

(1) 一般管理費等の節減

一般管理費については、中期計画に基づき、「中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比較して、総額で15%以上削減」するため、平成23年度においては、12%以上削減する。事業費（投票勘定・災害共済給付勘定・免責特約勘定の各業務及び一般勘定のうちスポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務分等に係る経費を除く。）についても、効率化を進め、対前年度比1%以上の削減を図る。

経費の削減に当たっては、次のような措置を講じる。

① 省エネルギー対策等の推進

省エネルギーや環境に配慮しつつ経費の節減を図るため、法人内に設置した「省エネルギー対策委員会」を中心として必要な方策を検討・実施する。

また、本部事務所に係る光熱給水費について、平成23年度においては、平成19年度に比較して、1%の節減を図る。

② ペーパーレス化の推進

本部事務所に係る管理運営費のうち、コピー用紙について、在庫管理を一元化することにより経費を節減するとともに、文書の電子化、ペーパーレス化を推進し、平成23年度の用紙代を平成19年度に比較して、1%程度削減する。

なお、上記①②の措置に加え、東北地方太平洋沖地震に伴う電力不足等に対する国民生活維持の観点から、さらなる節電等を徹底する。

また、総人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

なお、センターの給与水準は国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について検証を行い、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、必要に応じた見直しを行うとともに、その検証結果や取り組み状況についてはホームページにより公表する。

(2) 業務運営の効率化

① 外部委託の推進・包括的業務委託の実施

経費の抑制、業務の効率化及び国民へのサービス提供の維持向上の観点から業務内容を随時検討し、外部委託を積極的に推進する。

特にスポーツ施設の管理・運営業務（指導監督業務を除く。）の包括的業務委託の実施に当たっては、高品質なサービスの提供に留意するほか、実施業務内容等について検証結果を踏まえた対象範囲の見直しを行い、平成24年度からの民間競争入札（包括的業務委託）の実施に向け取り組む。

② 公共調達の見直しへの取組

調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図る。

平成21年度に策定した「随意契約等見直し計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」による点検・見直しを行うとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「随意契約等見直し計画」の取組状況をホームページにより公表する。

なお、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境への負荷の少ない物品等を調達し、環境への配慮に努める。

(3) 情報提供及び事務の効率化の推進

① 情報提供の取組

業務の透明性の確保及び国民の理解を得る観点から、ホームページ等を活用し、法人の情報について、積極的かつ迅速に情報提供を行う。

② 情報通信技術の活用

各種事務処理について、本部及び各支所を含めた広域ネットワークを利用し、グループウェア、財務会計システム、文書管理システム等情報通信技術を活用することにより、事務の効率化を図る。

情報通信技術の活用にあたっては、セキュリティの確保を図るなど、適正な運用を行う。

2 組織及び定員配置の見直し

業務執行が効果的・効率的に行えるよう、業務の実施状況を随時点検し、業務内容・業務量に的確に対応した職員等の配置を行い、必要に応じて組織体制の見直しを行う。また、事務及び事業の効率化を進める。

3 業務運営の点検・評価

(1) 自己点検・評価の実施

自己評価委員会を開催し、定期的に業務の進行管理及び業務実績の点検・評価を行い、業務運営の改善に資する。

(2) 業務運営の改善促進

業務運営全般について法人の長によるヒアリングを実施し、課題等を提起することで、法人の長によるリーダーシップを発揮できる環境を整備し、業務運営の改善に資する。

また、センター内に設置する「経営企画室」を中心に、センター全体としてのマネジメント体制の整備を図る。特に、「スポーツ立国戦略」を踏まえ、各事業の相互連携及び関係者の意見の円滑な反映に向けた体制整備を図る。

さらに、業務運営に関する内部統制の状況に留意しつつ、監事による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させる。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項

(1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保

センターの大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やスポーツの利用に支障の無い範囲において文化的行事等の利用に供することにより、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。ただし、安全で高水準な施設条件を維持するために必要となる改修等の期間を除く。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う電力不足に対する国民生活維持の観点から、当分の間、電力使用量を抑制した施設利用形態とする。

① 国立霞ヶ丘競技場

ア 陸上競技場

良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間135日以上の稼働日数を確保する。

イ ラグビー場

ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間80日以上の稼働日数を確保する。

② 国立代々木競技場

ア 第一体育館

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間225日以上の稼働日数を確保する。

イ 第二体育館

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間305日以上の稼働日数を確保する。

(2) スポーツ施設利用者の利便性の向上

① ホームページを活用した情報提供

センターの設置するスポーツ施設の利用情報等（利用申込、空き情報、利用条件、イベント情報等）を一元的かつ積極的に情報提供することにより、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

② 施設利用者の利便性の向上・ニーズの把握

施設利用者に対するアンケート調査等の実施により、利用者ニーズの把握を行い、快適な利用環境の提供に資する。

(3) スポーツ施設の利活用の促進

プロジェクトの進捗状況に応じて、具体的な利用計画を策定し、センターの大規模スポーツ施設を国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場として活用する。また、スポーツの利用に支障のない範囲において、競技会以外の一般利用にも供する。

2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項

(1) 国際競技力向上のための総合的支援

国際競技力向上に向けた強化活動に対し、文部科学省、財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び中央競技団体（以下「NF」という。）等と連携し、支援内容の明確化を図り、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援活動を実施するとともに、併せて文部科学省委託事業チーム「ニッポン」マルチサポート事業の受託に伴う事業を実施する。事業の実施に当たっては、国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）の施設・設備を活用した効果的な支援を実施する。

① スポーツ医・科学分野からの支援

ア 競技者の総合的チェックの実施

競技者の心身の状態を、メディカル、フィットネス、メンタル及び栄養の4つのカテゴリーからスポーツ医・科学的な検査・測定を行い、得られたデータを専門スタッフが評価・診断し、国際競技力向上に有用なデータのフィードバックを行う。

イ 医・科学サポートの実施

これまでの研究・支援活動の成果及びNFの要望等を踏まえ、ロンドンオリンピック競技大会をはじめとする各種国際競技大会に向けたNFの強化活動に対し、支援活動内容の明確化・重点化を図り、プロジェクトチーム型の支援を行う。また、スポーツ医・科学に関する各種の個別相談、実技指導（心理、栄養、トレーニング）、講習会等を行う。

② スポーツ情報分野からの支援

ア 国際競技力向上関連情報の収集・分析・提供

国内外のスポーツ政策や強化戦略、強化拠点、及び競技力向上施策・プログラム等の国際競技力向上に関わる各種情報を収集し、それらをJOCやNF、地域スポーツ医・科学センター、大学等をはじめとする関係機関及び関係者に提供する。

特に、英国をはじめとした欧州各国の情報収集は、ロンドン事務所を積極的に活用する。

また、これらの情報をもとに、国際競技力向上に関わる国内外の動向・情勢を分析し、我が国の国際競技力向上の政策・戦略・施策等の企画・策定への支援を行う。

イ 国際競技力向上のための情報戦略・連携ネットワークの強化・充実

JOC、NF、地域スポーツ医・科学センター、体育系大学をはじめとする研究機関、及び海外のスポーツ関連機関等との情報戦略・連携ネットワークの拡大・強化を図る。

特に、英国をはじめとした欧州各国の関係機関とのネットワークの構築は、ロンドン事務所を通じて積極的に行う。

また、これらのネットワークを有効に活用して、国際競技力向上のためのタレント発掘・育成プログラムに関する支援、NTC強化活動の支援、NTC競技別強化拠点との情報ネットワーク化に係る支援等を行う。

ウ 国際競技力向上への情報関連技術の開発応用の促進

諸外国における競技力向上のためのテクノロジー活用の動向を踏まえつつ、我が国の国際競技力向上のための情報関連技術の開発応用を促進する。競技力向上の諸活動において、映像技術や情報通信技術、センサー技術等の各種テクノロジーを効果的に活用・応用するためのシステム・ソフトウェアの開発、これらの技術やソフトウェアを活用した競技団体等の情報戦略活動の支援、及びこれらの技術・ソフトウェア等を実際の競技現場で活用する人材の育成等を行う。

エ 国際競技力向上に関わる各種情報の共有・有効活用

JISSの各種事業を通して得られた競技力向上に関わるさまざまな情報やデータ、知識等をJISS、JOC、NF、地域関係機関、大学等の関係者が共有するとともに、これらの情報の更なる有効活用を図るためのデータベース構築と情報管理を行う。

③ トレーニング施設等の提供

快適なトレーニング施設等の提供を行うため、施設の利用主体であるJOCとの定期的な連絡調整の場を設けるとともに、NF等に対するヒアリング等を実施し、利用者ニーズを把握する。

(2) 国際競技力向上のための研究の推進

NFの強化現場で課題となっている内容及びこれまでの研究・支援活動の成果を踏まえ、12研究課題に関するプロジェクト研究を実施する（別紙1参照）。

プロジェクト研究は、必要に応じてJOC、NF、地域スポーツ医・科学センター、体育系大学をはじめとする研究機関のスタッフをメンバーに加えたプロジェクトチーム体制で実施するとともに、年度途中で早急な解決が必要となる課題に対して対処できる体制を整えて推進する。

(3) スポーツ診療

競技者が良好なコンディションで競技を行えるよう、スポーツ外傷・障害、疾病に対する診療・アスレティックリハビリテーション、心理カウンセリング、栄養相談の実施及び障害等の予防法に関する啓発等を行う。

また、JOCの医学サポート部会やNFの強化スタッフと連携して、合宿等の練習現場や競技会を訪問し、NFのメディカルスタッフ間のネットワーク構築を図るとともに、スポーツ外傷・障害の予防やコンディショニングについてのアドバイスを行う。

(4) 研究・支援活動の成果及び収集情報の普及・提供

① 研究・支援活動の成果の競技現場への提供

国際競技力向上に有用な研究成果及び競技種目横断的に有効な支援活動の成果については、NFが行う強化活動に活かされるよう迅速かつ的確に提供する。

② 研究・支援活動の成果の普及

ア 国内外の学術雑誌や学会誌等に研究論文を公表する。

イ 全国的なシンポジウム、セミナー、学会等に研究員を積極的に派遣し、研究成果等を発表する。

ウ JOC及びNF等が主催するコーチ会議、テクニカル会議、研修会等に研究員を講師として派遣し、スポーツ医・科学に関する研究成果等の普及を図る。

③ 研究・支援活動の成果及び収集情報の提供

研究・支援活動の成果や収集により得られた情報のうち、一般に公開すべき情報については、JISSのホームページ等を通じて、積極的に提供を行う。

また、「スポーツ立国戦略」を踏まえ、これまでの研究成果を、さらに一般における日常のスポーツ活動に還元する方策について検討する。

(5) 外部有識者による評価の実施

外部有識者で構成する「国立スポーツ科学センター業績評価委員会」（以下「業績評価委員会」という。）において、国際競技力向上のための研究・支援業務実施の事前及び事後に外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を次年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

また、「スポーツ立国戦略」を踏まえ、業績評価委員会の構成の見直しを検討する。

3 スポーツ振興のための助成に関する事項

スポーツ振興基金による助成の実施に当たっては、制度創設の趣旨及びスポーツ振興基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、事業の効果的・効率的な実施を図る。

(A) 助成業務の透明性の確保等

(1) 公平性・透明性の確保

- ① スポーツ振興基金による助成の実施に当たって、助成に係る要綱等により、基準を明確にする。
- ② 外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。
- ③ 助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより審査終了後速やかに公開し、透明性の確保を図る。

(2) 助成業務の効率化・適正化

- ① 安定的・計画的な助成に資するため、スポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握に努める。
- ② 助成区分ごとに可能な限り具体的かつ定量的に策定された達成すべき内容や水準を示した上で、外部の有識者により、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、評価結果を翌年度以降の助成業務の効率化及び適正化に反映させる。
- ③ 助成を受けたスポーツ団体等に対して対象事業の経理状況について調査を行い、助成金の使途等について適切に把握する。

(3) 助成申請者の利便性の向上

- ① 交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図る。このため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ等により公開する。
- ② スポーツ振興基金に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が90%以上の水準を維持できるよう、利用促進を図る。

(B) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保

(1) より多くの助成財源の確保

助成財源の安定的な確保のため、スポーツ振興基金の運用基準等に基づき安全かつ安定的な運用を行う。また、民間からの寄附金などにより基金の増額を図るため、寄附金付自動販売機の設置の拡充策を検討する。

(2) 助成制度の趣旨の普及・浸透

助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求めるとともに、制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう努める。

4 災害共済給付事業に関する事項

災害共済給付制度の利用者へのサービス向上を図るとともに、事務の大幅な改善を行うため

次の具体的措置を講じる。

(1) 公正かつ適切な給付の実施

① 審査体制の整備・充実

ア 本部・支所を通じた審査体制の整備・充実

不服申し立ても含めた重要案件に対する審査体制を充実するため、本部においては、協議案件の迅速な処理を行うための審査体制の整備・充実を図るほか、支所においては、システムの更新に合わせ審査体制を整備するとともに、審査事務の効率化を図る。

イ 利用者の利便性の向上

給付の迅速化を図り、利用者の利便性を高める。

② 災害調査の積極的な実施

給付の公正かつ適正な実施に資するものであり、また、調査で取得した情報は、事故防止にも活用できるため「災害調査実施要綱」に基づき災害調査をより積極的に実施する。

(2) 業務の効率化及び支所の業務等の在り方検討

支所の業務等の在り方については、学校安全業務検討委員会やセンター内でのこれまでの検討結果を踏まえ、(1)の措置に加え、次の具体的措置を講じる。

① 災害共済給付オンライン請求システム（以下「災害共済給付システム」という。）の利用促進

利用率が低い設置者に対して利用勧奨を重点的に実施し、さらなる利用率の向上に努める。

② 更新された災害共済給付システムの効率的運用

更新システムの機能を活用し、事務の合理化を進めるとともに、システムの利用者である学校関係者へ、利便性の向上の周知を行う。

5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等に関する事項

(1) 登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供

大学山岳部や中高年登山の指導者等の資質の向上を図るための研修会等を延べ40日程度開催する。

また、登山に関する最新の知見や技術等についての情報提供を行うとともに、研修会等にも活用する。

なお、研修会等については、十分な安全対策を講じた上で開催する。

ア 大学生登山リーダー養成コース

イ 中高年安全登山指導者等養成コース

ウ 山岳遭難救助従事者コース

エ 研修会指導者コース

(2) スポーツの普及・施設維持管理情報の提供

① 施設維持管理情報の提供

スポーツの普及・振興に資するため、国立競技場の施設を利用しながら、スポーツターフの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行うため、研修会等を開催し、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する。

ア 主要スタジアム情報交換会

イ スポーツターフ研修会

② 施設管理指導者養成・生涯スポーツの振興

関係団体と連携して講習会等を開催し、施設管理指導者養成や生涯スポーツの振興を図る。

ア 水泳指導管理士養成講習会

イ 体育施設管理士養成講習会

ウ トレーニング指導士養成講習会

エ 体育施設運営士養成講習会

オ 全国体育施設研究協議大会

カ 各種スポーツ教室

(3) 学校安全支援業務

学校安全支援業務の在り方については、学校安全業務検討委員会やセンター内での検討結果を踏まえ、支所の安全支援業務は事故情報を地域レベルで収集・分析し、学校へ提供するなどの業務を除き本部に原則一元化し、調査研究等を効率的・効果的に実施する。

① 学校災害事故防止に関する調査研究等

ア 調査研究

- ・「学校災害防止調査研究委員会」において「学校における固定遊具による事故防止対策」に関して災害共済給付業務を通して得られた事故事例の原因を分析するとともに、有効な事故防止事例を収集する調査研究を実施し報告書をまとめる。

イ 基本データの取りまとめ

「災害統計調査」及び「死亡・障害事例集」を作成する。

ウ 学校給食調理場の実態調査等

学校での食の安全を確保するため、学校給食調理場の実態調査等について、次のように実施する。

- ・前年度に食中毒が発生した学校給食調理場へ衛生管理専門家を5回程度派遣し、実態調査を実施し、拭取り検査データを含め、実態調査報告書を作成する。
- ・学校給食用食品等について、細菌検査（150検体程度）、ウイルス検査（50検体程度）を行う。

② 学校災害防止に関する情報提供

これまでセンターが蓄積している情報をより利用しやすい形で効果的に提供するため、次の具体的措置を講じる。

ア 学校災害防止に関する講習会等の実施

- ・平成22年度の調査研究の成果である「学校の管理下における食物アレルギーの対応」及びこれまでの研究の成果や学校給食調理場の拭取り調査から得られた衛生管理に関する情報等を提供するため、「学校における食の安全に関する講習会」を5回程度実施するとともに、受講者に対して研修内容・方法等についてのアンケート調査を実施し、80%以上から「有意義であった」などプラスの評価を得る。
- ・平成22年度の調査研究の成果である「学校における突然死予防必携」及びこれまでの調査研究の成果などの学校安全情報を学校関係者等へ幅広く提供する。

イ 学校安全支援業務に関するホームページの充実

- ・学校の管理下における死亡・障害事例のデータベースをホームページで公表するなど情報内容の充実を図ることとし、また、アクセス数は年間60万件以上を目標とする。

ウ 災害共済給付システムを通じ収集・分析可能な情報の充実

- ・更新システムの新しい統計情報提供機能の周知等を行い、学校関係者の事故防止活動等を支援する。

(注) 廃止事業の取扱い

学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能についてはセンター内の他部署等へ移管・統合する。

(4) 関係団体等との連携

スポーツ関係団体や各支所において都道府県教育委員会との連携を密にし、意見・要望等を把握する。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 自己収入の確保及び予算の効率的な執行

(1) 運営費交付金以外の収入の増加等

運営費交付金以外の自己収入の増加を図るため、国立代々木競技場売店設置料金の売上比例方式及び西が丘サッカー場の命名権等の導入等の取組を実施するとともに、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。

なお、職員宿舎の用途に供していた習志野及び所沢の建物等については、継続して処分に取り組む。

また、寄附金の受け入れ態勢を整備し、寄附の受入れ等の増加に努める。

ただし、東北地方太平洋沖地震に伴う電力不足に対する国民生活維持の観点から、当分の間、電力使用量を抑制した施設利用形態とする。

(2) 競争的資金の獲得

調査研究を行うに当たっては、積極的に競争的資金等外部資金を獲得するとともに、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に取り組む。

(3) 予算の効率的な執行

予算の執行に当たっては、節約を行うとともに、管理会計の活用により財務情報を把握し、適切な業務運営を行い、効率的な執行を図る。

特に、東北地方太平洋沖地震に伴う収支状況への影響が想定されることから、財務情報の把握及び業務運営への反映を強化する。

2 資金の運用及び管理

安全かつ安定的な資金の運用を図るため、資金管理主幹により、継続的に資金の管理・運用に係る情報等の収集、分析及び提供を行うとともに、資金管理委員会を定期的開催し、資金の運用状況を確認する。

また、必要に応じて、安全な金融機関の選択や効率的な金融商品の選択等に関する運用基準の見直しを行う。

3 平成23年度の予算（人件費の見積りを含む。）

- (1) 災害共済給付勘定 別表－1のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－2のとおり
- (3) 一般勘定 別表－3のとおり

4 平成23年度の収支計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－4のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－5のとおり
- (3) 一般勘定 別表－6のとおり

5 平成23年度の資金計画

- (1) 災害共済給付勘定 別表－7のとおり
- (2) 免責特約勘定 別表－8のとおり
- (3) 一般勘定 別表－9のとおり

IV 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に資金の調達が必要となった場合は、短期借入金の限度額（１０億円）の範囲内で借入れを行う。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

職員宿舎の用途に供していた建物、構築物及び土地（千葉県習志野市泉町２－６－１１、埼玉県所沢市榎町９－１０）を譲渡する。

VI 剰余金の使途

- 1 スポーツ施設の保守・改修
- 2 スポーツ振興基金助成事業の充実
- 3 情報通信技術関連機器の整備
- 4 人材育成、能力開発
- 5 職場環境の改善
- 6 広報、成果の発表・展示
- 7 主催事業及び調査研究事業の充実

VII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

別表－１０のとおり

施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立ち策定した整備計画に基づき、計画的に施設整備を推進するとともに、東北地方太平洋沖地震に伴う修繕を行う。

また、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。

さらに、利用者本位の立場から、利用者の安全確保を考慮した施設の整備や改善を進めるとともに、利用者の利便性に配慮した整備や改善を行う。

2 人事に関する計画

(1) 人員に関する指標

業務運営の効率化、包括的業務委託の実施、執務体制の見直しなど効率的な組織体制の構築を図ることにより計画的な合理化減を行い、常勤職員数の削減を図る。

なお、職員の採用は、任期付任用、業務に関し高度な専門性を有する者の選考採用について検討しつつ計画的に行う。

(2) 人材の育成等

① 研修の実施

職員の能力開発及び高度な専門知識や技術を持った人材を育成するため、職員の能力向上に重点をおいた研修を計画的に実施し、職員の自己研鑽を推進する。

② 職場環境の充実

担当職員の研修派遣や有効な情報についてポスターやグループウェアによる周知を行うなどにより、ハラスメントの防止、メンタルヘルスについての管理体制の充実を図る。

③ 危機管理体制等の充実

法人の事業・業務全体における危機管理体制の強化を図る。

また、防災訓練や火災予防点検の実施、自衛消防技術認定証等の資格取得を推進するとともに、消防・防災関係情報や緊急連絡名簿等を常に最新のものに更新するなど、災害時等緊急時に即応可能な体制の充実を図る。

④ 男女共同参画の推進

男女共同参画についての基本計画を策定し、両立支援策の整備及び人材登用における均等施策等を推進する。

(3) 研究職員の資質向上

研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用制度の活用、職の公募等により、優れた人材の確保と資質向上を図る。

3 積立金の使途

(1) 災害共済給付及び免責特約に係る事業

(2) スポーツ振興基金助成事業の充実

(3) 児童生徒等健康保持増進事業

① 災害共済給付システムの整備

② 児童生徒等の健康の保持増進に係る業務の推進

平成23年度国立スポーツ科学センター スポーツ医・科学研究事業

プロジェクト研究一覧

研究課題名	研究概要
国際競技力向上に有用なコンディション評価方法の開発と応用 (4年計画の3年目)	スポーツの競技会等において競技者が最高のパフォーマンスを発揮するためには、競技者のコンディションを最良の状態に調整する、いわゆる、コンディショニングが重要となる。そこで本研究では、最新の科学的知見を取り入れながら、新たな競技者のコンディション評価方法を開発するとともに、それを実際の競技者に応用しながら、国際競技力向上に貢献することを目的とする。
低酸素トレーニングの有用性に関する研究 (4年計画の3年目)	本研究では、低酸素環境での滞りおよびトレーニングの効果を生理・生化学的指標を用いて明らかにする基礎的研究と、競技者を対象に低酸素環境および高地でのトレーニング内容や生理的指標の変化などを評価する実践的研究を実施することにより、低酸素環境での滞りとトレーニングおよび高地トレーニングの有用性を検証することを目的とする。
身体運動及び人間・用具・環境系の挙動の最適化に関する研究 (4年計画の3年目)	近年の国際的な競技スポーツの場では、競技実践の主体である競技者の能力が向上しているのみでなく、急速に発展した各種テクノロジーの応用も競技力に大きく貢献している。そこで本研究では、競技者の身体運動のみでなく、使用している用具・用品、置かれた環境条件等との関係性も含めた系全体の挙動を捉え、その最適化を試みること及びその結果から競技パフォーマンス向上のための示唆を得ることを目的とする。
競技パフォーマンスの診断システムの構築に関する研究 (4年計画の3年目)	近年、競技スポーツのパフォーマンス評価・診断にバイオメカニクス的手法は重要な役割を果たすようになりつつあるが、現実の選手育成や強化の場面で有効活用できるシステムが充実しているとは言えない。そこで本研究では、バイオメカニクス的手法について方法論上の妥当性を見直し、その開発・改善を進め、個別の競技種目において運動技術の改善等に役立つ診断システムを構築することを目的とする。
競技者の栄養評価に関する研究 (3年計画の3年目)	競技力向上に向けた増量・減量等の食事調整を行う際に、競技者個別に対して的確に必要なエネルギーや栄養素量を推定することが必要であることから、競技者の栄養摂取基準値に関する検討を行う。また、競技者の日常的な食事摂取量を把握できる方法として、競技者向け半定量食物摂取頻度調査表票について検討する。さらに、サプリメントに関する情報の収集と発信を行うこととする。
スポーツ外傷・障害の治療および予防のための医学的研究 (4年計画の3年目)	スポーツ外傷・障害の予防プログラムの普及に努めるとともに、その効果を検証していく。そのために、関連学会や競技団体および日本スポーツ振興センター学校安全部と協力して比較検証するための基礎的データの構築体制を整備していく。またスポーツ外傷・障害の予防に重要な基本的な姿勢制御動作の解析や、スポーツ外傷・障害の治療に向けて高圧酸素治療についての基礎的研究を行う。
トップアスリートにかかわる内科的問題点の診断・治療・予防に関する研究 (4年計画の3年目)	クリニックにて行われるメディカルチェックや診療で得られた知見・データを検討、解析し、内科的な問題点の診断・治療・予防に関しての臨床研究を行い、アスリートの良好なコンディショニング、競技力向上に貢献することを目的とする。これらの研究はトップアスリートのみが受診するというJISSクリニックの特徴を生かした研究であり、日本のスポーツ界にとっても有用な研究である。さらに「トップアスリートの喘息」および「オーバートレーニング症候群」の診断・治療体系の構築を行う。
国際競技力向上のための情報戦略の在り方に関する研究 (4年計画の3年目)	オリンピック競技大会でのメダル獲得に向けた我が国の強化戦略の立案及びオリンピック競技大会で我が国が発揮したパフォーマンスの評価において、自国の国際競争力の正確な分析・評価とそれらの情報のメディアを通じた発信は、情報戦略上のクリティカルファクターである。本研究では、我が国の国際競争力評価の基礎となる日本代表選手団のポテンシャル測定基準とメディアからの情報発信傾向の分析・検証を通して、我が国の国際競技力向上のための情報戦略の在り方を検討することを目的とする。
映像を利用したトレーニングアシストシステムの開発 (4年計画の3年目)	スポーツの練習において、映像の利用状況は様々であるが、それをトレーニングのアシストとする時に必要な視点は、即時から長期の利用にわたる「トータルにトレーニングをサポートする映像システム」であると考えられる。本開発課題では、トータルにトレーニングをアシストする映像システムとして、撮影系、保存系、活用系に関して開発を行い、それを現場で利用できるようにすることを目的とする。
スポーツ科学における測定技術に関する研究 (4年計画の3年目)	本研究では、現在フィットネスチェックで採用されている各種測定技術を主な研究対象として、それら技術の測定精度(妥当性、信頼性、客観性)および適切な利用方法・手順について科学的手法を用いて検証・評価すること、さらに検証・評価を通して得られた知見を組織的に共有・蓄積し、アスリートチェックを含むJISS測定業務のさらなる品質向上に活用するための具体的手法を検討することを目的とする。
ITを利用したトレーニングのためのデータ分析収集とフィードバックシステムの開発 (2年計画の1年目)	トレーニングを支援するために必要なシステムは、収集・分析した様々なデータを総合的にフィードバックする機能を有している必要がある。そこで本研究では、(1)柔軟な分析、(2)統合した表示、という2つの観点から、現場のコーチングで有用となるITを利用したシステムを研究・開発することを目的とする。
トップアスリートに有用な心理サポートに関する研究 (2年計画の1年目)	JISSにおける心理サポートでは、メンタルチェック、メンタル講習、個別サポートといった活動を行ってきており、その件数も年々増加している。本研究では、より有効なサポートを提供するために、①質問紙による評価、②技法指導、③個別サポート、という3つの視点からの研究を行い、その成果を実際のサポート活動に応用して競技力向上に貢献することを目的とする。

【別表－１】

平成２３年度年度計画予算(災害共済給付勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
災害共済給付補助金	2,561
共済掛金収入	16,564
免責特約勘定より受入	278
利息収入	19
計	19,422
[支 出]	
給付金	18,409
一般勘定繰入金	224
計	18,633

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－２】

平成２３年度年度計画予算(免責特約勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
共済掛金収入	427
利息収入	18
計	445
[支 出]	
災害共済給付勘定へ繰入	278
計	278

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成23年度年度計画予算(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
運営費交付金	6,135
施設整備費補助金	3,046
基金運用収入	593
国立競技場運営収入	2,201
国立スポーツ科学センター運営収入	332
ナショナルトレーニングセンター運営収入	503
国立登山研修所運営収入	1
スポーツ及び健康教育普及事業収入	27
受託事業収入	996
寄附金収入	76
営業外収入	4
災害共済給付勘定受入金	224
利息収入	6
その他収入	1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	303
計	14,448
[支 出]	
業務経費	9,343
うち、人件費(事業系)	2,643
国立競技場運営費	1,011
国立スポーツ科学センター運営費	2,091
ナショナルトレーニングセンター運営費	1,675
国立登山研修所運営費	57
スポーツ振興基金事業費	1,233
スポーツ及び健康教育普及事業費	634
受託事業費	996
一般管理費	1,063
うち、人件費(管理系)	682
物件費	381
施設整備費	3,046
計	14,448

[注記]

- 1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 2 「運営費交付金」のうち、
 - ・平成23年度当初予算額 5,703百万円
 - ・前年度よりの繰越額のうち使用見込額 432百万円
- 3 「施設整備費補助金」のうち、
 - ・平成23年度当初予算額(施設整備費補助金) 2,173百万円
 - ・平成23年度当初予算額(研究施設整備費補助金) 849百万円
 - ・前年度よりの繰越額のうち使用見込額 23百万円
- 4 「寄附金収入」のうち、
 - ・平成23年度当初予算額 29百万円
 - ・前年度よりの繰越額のうち使用見込額 47百万円

【別表－４】

平成２３年度年度計画収支計画(災害共済給付勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,633
経常費用	18,633
給付金	18,409
一般勘定繰入金	224
収益の部	19,422
経常収益	19,422
災害共済給付補助金収益	2,561
共済掛金収入	16,564
免責特約勘定より受入	278
財務収益	19
純利益	789
総利益	789

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２３年度年度計画収支計画(免責特約勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	278
経常費用	278
災害共済給付勘定へ繰入	278
収益の部	445
経常収益	445
共済掛金収入	427
財務収益	18
純利益	167
総利益	167

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成23年度年度計画収支計画(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,194
経常費用	11,194
業務経費	9,267
受託事業費	996
一般管理費	931
財務費用	1
収益の部	10,908
経常収益	10,908
運営費交付金収益	5,426
国立競技場運営収入	2,201
国立スポーツ科学センター運営収入	332
ナショナルトレーニングセンター運営収入	503
国立登山研修所運営収入	1
スポーツ及び健康教育普及事業収入	27
利息及び配当金収入	606
受託事業収入	996
災害共済給付勘定受入金収益	224
寄附金収益	80
資産見返運営費交付金戻入	476
資産見返競技力向上支援事業費補助金戻入	15
資産見返寄附金戻入	8
財務収益	6
雑益	5
純損失	287
前中期目標期間繰越積立金取崩額	303
総利益	16

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【別表－7】

平成23年度年度計画資金計画(災害共済給付勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,198
業務活動による支出	18,633
次年度への繰越金	2,564
資金収入	21,198
業務活動による収入	19,422
共済掛金収入	16,564
免責特約勘定より受入による収入	278
補助金等収入	2,561
利息及び配当金の受取額	19
前年度よりの繰越金	1,775

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２３年度年度計画資金計画(免責特約勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,984
業務活動による支出	278
投資活動による支出	3,599
次年度への繰越金	108
資金収入	3,984
業務活動による収入	445
共済掛金収入	427
利息及び配当金の受取額	18
投資活動による収入	3,460
定期預金の払戻しによる収入	3,460
前年度よりの繰越金	80

[注記]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２３年度年度計画資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	33,142
業務活動による支出	10,699
投資活動による支出	19,955
財務活動による支出	15
次年度への繰越金	2,473
資金収入	33,142
業務活動による収入	10,642
運営費交付金収入	5,703
受託事業収入	996
国立競技場の運営による収入	2,201
国立スポーツ科学センターの運営による収入	332
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	503
国立登山研修所の運営による収入	1
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	27
基金業務における利息及び配当金収入	593
災害共済給付勘定受入金による収入	224
寄附金収入	29
その他の収入	26
利息及び配当金の受取額	6
投資活動による収入	19,246
定期預金の払戻しによる収入	16,200
施設費による収入	3,046
財務活動による収入	2
民間出えん金の受入による収入	2
前年度よりの繰越金	3,252

〔注記〕

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２３年度施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額（百万円）	財 源
国立競技場、国立スポーツ科学センター等の改修及びナショナルトレーニングセンター用地購入費	3,046	施設整備費補助金

〔注記〕

- 1 金額は見込みである。
なお、上記のほか、業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。
- 2 上記には、平成22年度予算に係る工事の繰越分23百万円を含んでいる。